

(3) 長管骨の変形障害について

「長管骨に変形を残すもの(第12級の8)」の対象を拡大し、前記(2)で示したもののほか、次のものも対象とすることとしました。

- 上腕骨又は橈骨と尺骨の両方が15度以上屈曲して不正ゆ合したもの
(ただし、橈骨又は尺骨のいずれか一方のみであっても、変形の程度が著しいものはこれに該当)
- 長管骨の骨端部のほとんどを欠損したもの
- 上腕骨の直径が1/3以上減少したもの
- 橈骨又は尺骨の直径が1/2以上減少したもの
- 上腕骨が50度以上回旋変形ゆ合したもの

(4) 前腕の回内・回外運動について

前腕の回内・回外運動の制限について、新たに関節の機能障害に準ずる障害として取り扱うこととし、可動域が健側の回内・回外の可動域の1/2以下の場合は第10級、1/4以下の場合は第12級をそれぞれ準用することとしました。

なお、手関節又はひじ関節部の骨折等により手関節又はひじ関節の機能障害と回内・回外の障害が存する場合は、いずれか上位の等級で認定します。

